

ひとよしくま 広域行政要覧



**令和6年5月
人吉球磨広域行政組合**

目 次

第Ⅰ章 人吉球磨広域市町村圏

1 人吉球磨地域の位置	1
2 圈域の概要	2
(1)行政区	2
(2)沿革	2
(3)地勢等	2
(4)人口動態	2
(5)人口の推移(国勢調査).....	3
3 構成市町村の概要	4
4 圈域の沿革	6

第2章 人吉球磨広域行政組合

1 共同処理事務	10
2 組合の組織	10
(1)議会	10
(2)執行機関	11
(3)人吉球磨広域行政組合行政機構図	12
3 組合が管理している施設概要	13

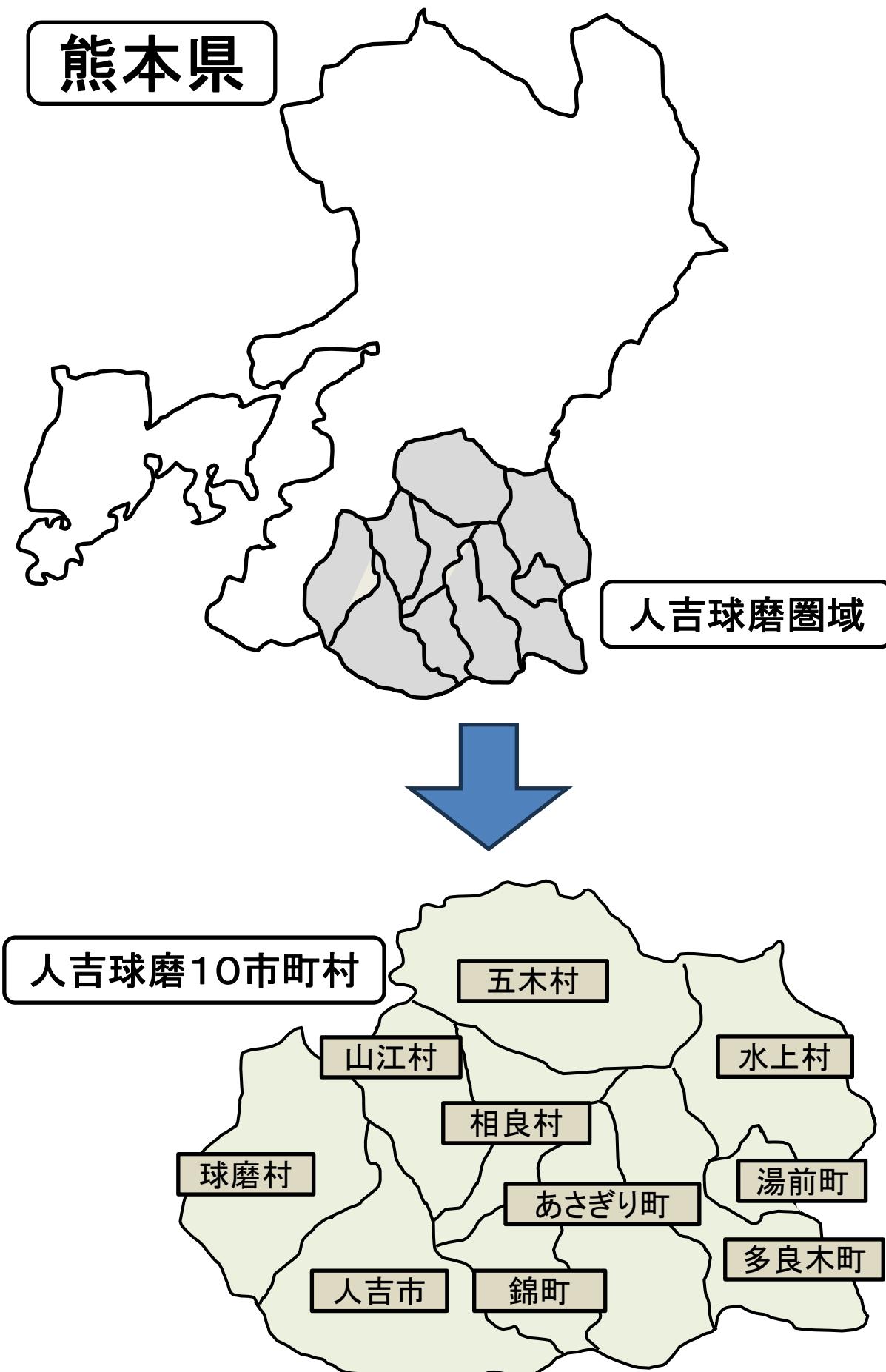
第3章 資料編

人吉球磨広域行政組合規約	25
人吉球磨広域行政組合負担金割合	29

第1章

人吉球磨広域市町村圏

1 人吉球磨地域の位置



2 圏域の概要

(1) 行政区

本圏域は、人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村及び球磨村の1市4町5村で構成されており、南九州三県都(熊本市、宮崎市、鹿児島市)のほぼ中心部にあたり、東南を宮崎県、南を鹿児島県と境し、熊本県の東南端に位置する「人吉盆地」一帯である。



人吉球磨盆地(紅取山展望所)

(2) 沿革

本圏域は、紀元前5～6千年前の狩猟を主とした生活の時代から既に人々が住み着き、弥生時代には、発展的な農耕社会が形成されていたと想定される。鎌倉初期からは、幕府の命を受け地頭として入荘した相良氏が統治するところとなり、明治維新まで実に700年余に亘り継承されている全国でも珍しい地域である。また、廢藩置県の際には、人吉県が置かれ、その後いく度かの地方自治制度の変遷を経て、現在に至っている。平成27年4月24日に、人吉球磨のストーリーが日本遺産「相良700年が生んだ保守と進取の文化～日本でもっとも豊かな隠れ里一人吉球磨～」として認定された。また、日本遺産の構成文化財である「幸野溝、百太郎溝水路群」が平成28年11月に「世界灌がい施設遺産」に認定、登録された。



茅葺建築初の国宝「青井阿蘇神社」

(3) 地勢等

本圏域は総面積1536.57km²で、うち森林面積は全体の約82%を占めている。地勢は、九州中央山地の脊梁を成す山々と日本三急流の一つである球磨川水系が作り出した平地とによって成り、典型的な盆地を形成している。球磨地方は、人吉盆地を中心とした内陸的な気候と山地型の気候となっており、平均気温は、15.5℃、年間降水量2,879mmと多く、その豊富な雨水が大地を潤している。また、地形上から気温差が大きいため霧の発生数がかなり多い。



ラフティング「日本三急流 球磨川」

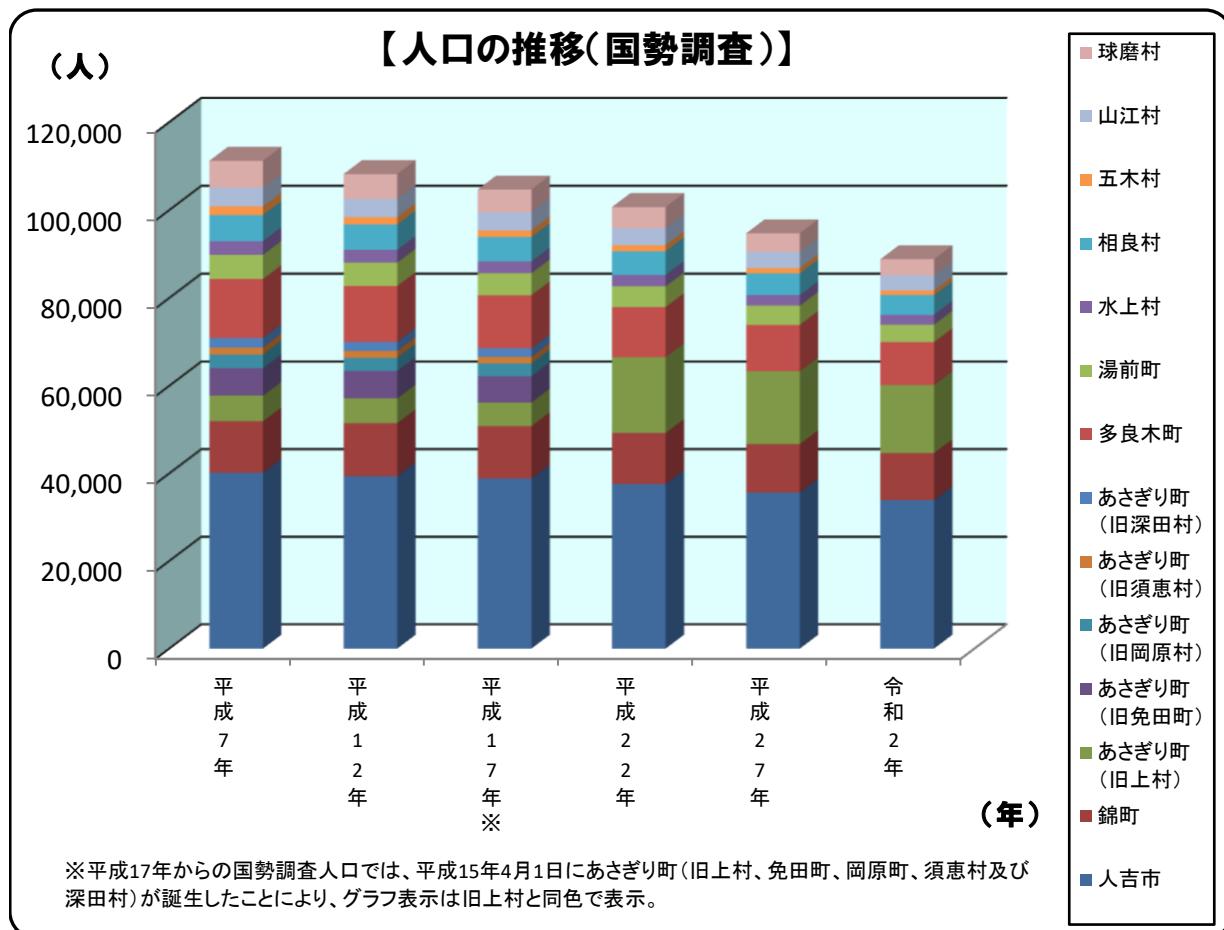
(4) 人口動態

本圏の総人口は、昭和30年国調(157,215人)をピークに、以来昭和50年(116,862人)まで減少し続けてきたが、昭和55年になると117,021人、増加率0.1%の僅かながら増加に転じたものの、昭和60年には、116,244人、平成12年104,697人、平成22年には、94,727人、令和2年には、81,480人と減少が続いている。年齢別構成をみると、昭和30年は正常なピラミッド型を呈していたが、その後急速に高齢化が進み、およそ40歳を境に以下は減少、以上は増加という逆ピラミッド型の傾向となっている。



森林セラピー「市房山」

(5) 人口の推移(国勢調査)



年		平成7年	平成12年	平成17年※	平成22年	平成27年	令和2年
市町村名							
人吉市		39,373	38,814	37,583	35,611	33,880	31,108
錦町		12,095	11,975	11,647	11,075	10,766	10,288
あさぎり町	上村	5,655	5,404				
	免田町	6,248	5,991				
	岡原村	3,025	2,935	17,300	16,638	15,523	14,676
	須恵村	1,559	1,471				
	深田村	2,046	1,950				
多良木町		12,701	12,072	11,398	10,554	9,791	9,076
湯前町		5,350	5,018	4,726	4,375	3,985	3,627
水上村		2,919	2,706	2,597	2,405	2,232	2,033
相良村		5,756	5,526	5,398	4,934	4,468	4,070
五木村		1,687	1,530	1,358	1,205	1,055	931
山江村		4,118	4,104	3,901	3,681	3,422	3,238
球磨村		5,665	5,201	4,786	4,249	3,698	2,433
球磨郡計		68,824	65,883	63,111	59,116	54,940	50,372
圏域計		108,197	104,697	100,694	94,727	88,820	81,480
前回比較		△ 2.8	△ 3.3	△ 3.9	△ 6.2	△ 6.6	△ 9.0
熊本県計		1,859,793	1,859,344	1,842,233	1,817,426	1,786,969	1,738,301
前回比較		1.0	0.0	△ 0.9	△ 1.3	△ 1.6	△ 2.7

3 構成市町村の概要

市町村名	人口 (人) ※1	総面積 (km ²) ※2	キャッチ フレーズ	地 域 定	観光物産 特産物等	役所所在地 電話・FAX番号
人吉市			新たな価値 の創造 次 なる挑戦へ ～ 未来協 創都市ひと よし	過 農 農 特定農山村	SL人吉、からくり時計、 ラフティング、球磨川下 り、人吉城跡(人吉城歴 史館)、人吉温泉、青井 阿蘇神社、相良家墓地、 武家屋敷、大村横穴群、 人吉梅園、人吉クラフト パーク石野公園、鹿目の 滝、球磨焼酎、鮎、木製 品(きじ馬、花手箱)、鍛 治刃物、人吉鉄道ミュー ジアムMOZOCASテー ション868	〒868-0072 人吉市西間下町字永溝 7 番地 1 TEL (0966) 22-2111 FAX (0966) 24-7869
錦町	31,108	210.55		農 農 棚 (一 部)	大平渓谷、桑原家住 宅、丸目蔵人佐の墓、 道の駅錦、錦・くらん ど公園、新宮寺六觀 音、球磨カントリー俱 楽部、ツクシイバラ、 ほるもん街道、梨、 桃、メロン、茶、球磨 焼酎、刃物、NISHIKI sg、平成峠展望所、木 造駿迦如来座像、京ヶ 峰横穴墓群、一武八幡 宮、錦太郎、にしきひ みつ基地ミュージア ム、剣道	〒868-0302 錦町大字一武1587 TEL (0966) 38-1111 FAX (0966) 38-1575
あさぎり町	10,288	85.04	剣豪とフ ルーツの里 にしきまち	過 山 (一 部) 農 農 特定農山村 (一 部)	谷水薬師、白髪岳、麓 城址、おかどめ幸福 駅、ビハ公園キャンプ 場、天子の水公園、遠 山桜、丸池のリュウキ ンカ、勝福寺、あさぎ り町ヘルシーランド、 あさぎり町農産加工セ ンター、深田ふれあい 市場、熊本クラウンゴ ルフ俱楽部、米、イチ ゴ、メロン、タバコ、 大豆、球磨焼酎	〒868-0408 あさぎり町免田東1199 番地 TEL (0966) 45-1111 FAX (0966) 45-3667
多良木町	14,676	159.56	若者が活躍 する町 豊 かな町 幸 せ感じるあ さぎり町	過 山 (一 部) 農 農 特定農山村 棚	青蓮寺、王宮神社、太 田家住宅、百太郎公 園、栖山觀音、中山觀 音、えびすの湯、交流 館石倉、ブルートレイ ンたらぎ、平成悠久 石、妙見野自然の森展 望公園・結の鐘、桜づ つみ公園、メロン、イ チゴ、タバコ、球磨焼 酎、桃、梨	〒868-0595 多良木町大字多良木 1648 TEL (0966) 42-6111 FAX (0966) 42-2293
湯前町	9,076	165.86	歴史とロマ ンの里&ス カイスポー ツの町	過 山 (一 部) 農 農 特定農山村 棚	グリーンパレス、親子 大水車、城泉寺、八勝 寺、まんが美術館、宝 陀寺觀音、潮神社、ゆ のまえ温泉「湯樂 里」、球磨焼酎、メロ ン、いちご、ぶどう、 市房漬	〒868-0621 湯前町1989-1 TEL (0966) 43-4111 FAX (0966) 43-3013

市町村名	人口 (人) ※1	総面積 (km ²) ※2	キャッチ フレーズ	地 域 指 定	観光物産 特産物等	役所所在地 電話・FAX番号
水上村	2,033	190.96	住みよし、暮らしよし、明るく元気な村づくり	過山疎農農國定公園(一部)特定農山村棚田	湯山温泉、球磨川水源、市房山・市房大杉・森林セラピー基地、生善院観音堂、白水滝の吊り橋、ほいほい広場、市房ダム湖周辺桜、水上スカイヴィレッジ、シャクナゲ、そば、栗、イチゴ、メロン、茶、木工品	〒868-0795 水上村大字岩野90 TEL (0966) 44-0311 FAX (0966) 44-0662
相良村	4,070	94.54	清流「川辺川」の里 相良村	過山疎農農國定農山村(一部)	仰烏帽子山・福寿草、雨宮神社、十島薦原神社、相良村温泉「茶湯里」、かっぱの墓、茶、メロン、鮎	〒868-8501 相良村大字深水2500-1 TEL (0966) 35-0211 FAX (0966) 35-0011
五木村	931	252.92	自然が奏でる子守唄の里	過山疎農農國定公園(一部)特定農山村	子守唄公園、五木物産館「山の幸」、五木温泉「夢唄」、バンジージャンプ、端海野キャンプ場、大滝自然森林公園、白滝公園、大通峠公園、茶、栗、椎茸、そば、豆腐、豆腐の味噌漬け、ヤマメ	〒868-0201 五木村甲2672番地の7 TEL (0966) 37-2211 FAX (0966) 37-2215
山江村	3,238	121.19	九州山江村の挑戦 人が元気、自然が元気、地域が元気	過山疎農農國定農山村	高寺院、山江温泉「ほたる」、山江村物産館「ゆっくり」、時代の駅むらやくば、淡島神社、山田大王神社、丸岡公園、尾崎キヤンブ場、歴史民俗資料館、ボンネットバス「マロン号」、米、栗、栗まんじゅう、ヤマメ、つつじ	〒868-8502 山江村大字山田甲1356番地の1 TEL (0966) 23-3111 FAX (0966) 24-5669
球磨村	2,433	207.58	急流と鍾乳洞の里	過山疎農農國定農山村棚田(一部)	一勝地温泉「かわせみ」、球泉洞、森林館エジソンミュージアム、くま川下り、ラフティング、日本棚田百選「鬼ノ口棚田」「松谷棚田」、柴立姫神社、神瀬の石灰洞窟、高沢鍾乳洞、梨、栗、鮎、一勝地曲げ、球磨焼酎	〒869-6401 球磨村大字渡丙1730番地 TEL (0966) 32-1111 FAX (0966) 32-1230
合計	81,480	1,536.57				

※1 令和2年国勢調査による。

※2 令和6年全国都道府県市区町村別面積調による。

4 圏域の沿革

年月	広域の動き
昭和44年 8月	人吉球磨広域市町村圏として自治省より第一次指定を受ける。（全国で55圏域）
10月	人吉球磨広域市町村圏協議会設立（14市町村）
昭和45年 3月	人吉球磨広域市町村圏計画（第一次）策定《S45～S54》
昭和46年 1月	人吉球磨広域事業組合設立（14市町村）
3月	人吉球磨広域事業組合検診車（1号車）、建設機械3台購入
3月	人吉保健衛生組合伝染病隔離病舎完成（人吉市）
4月	人吉球磨広域事業組合道路維持管理センター設置
8月	上中球磨と畜場組合設立（8町村）
11月	人吉球磨広域事業組合建設機械7台購入
昭和47年 1月	川辺川総合土地改良事業組合設立（7市町村）
3月	人吉球磨広域事業組合建設機械車庫完成（人吉市、多良木町）
4月	球磨広域事業組合ごみ処理場併用開始（免田町）
6月	人吉球磨広域事業組合特別養護老人ホーム福寿荘（定員50人）開所（湯前町）
昭和48年 1月	人吉衛生施設組合設立（5市村）
11月	人吉球磨広域事業組合ユースホステル完成（水上村）
昭和49年 1月	人吉球磨広域事業組合プール完成（水上村）
1月	人吉下球磨消防組合設立（6市町村）
4月	上球磨消防組合設立（8町村）
9月	人吉衛生施設組合し尿処理場完成（人吉市）
9月	上球磨消防組合庁舎完成（多良木町）
10月	人吉下球磨消防組合北分署業務開始（五木村）
昭和50年 1月	球磨広域事業組合し尿処理場完成（免田町）
1月	人吉下球磨消防組合東分署、西分署完成（錦町、球磨村）
1月	人吉保健衛生組合と畜場完成（錦町）
7月	人吉衛生施設組合し尿処理場管理棟完成（人吉市）
8月	人吉球磨広域事業組合福寿荘増設（定員80人）
昭和52年 3月	人吉球磨広域事業組合建設機械3台更新
3月	人吉衛生施設組合ごみ処理場完成（山江村）
9月	人吉衛生施設組合粗大ごみ破碎処理施設完成（山江村）
昭和53年 7月	建設省よりモデル生活圏（球磨地方生活圏）の指定を受ける。
7月	人吉球磨広域事業組合検診車（2号車）購入
昭和54年 3月	人吉球磨広域事業組合建設機械6台更新
昭和55年 3月	新広域市町村圏計画（第二次）策定《S55～H2》
3月	湯前町水上村斎場組合斎場改築（水上村）
3月	国土庁よりモデル定住圏の指定を受け球磨モデル定住圏計画を策定する。《S55～H2》
昭和56年 11月	自治省より地域経済振興対策地域の指定を受ける。《S56～S58》
昭和57年 3月	自治省の指定を受け、人吉球磨田園都市中核施設整備計画を策定する。
昭和57年 3月	人吉衛生施設組合一般廃棄物埋立処分場完成（相良村）
7月	人吉球磨広域事業組合福寿荘増設（定員140人）
8月	人吉球磨広域事業組合福寿荘移動入浴サービス業務開始
昭和59年 5月	自治省のまちづくり特別対策事業が始まる。
10月	人吉球磨広域事業組合田園都市中核施設（カルチャーパレス）開館（人吉市）

年 月	広 域 の 動 き
10月	球磨郡公立多良木病院組合病院移転新築、診療開始（多良木町）
10月	人吉保健衛生組合上球磨8町村の伝染病業務受託
12月	自治省より地域経済活性化対策推進地域の第二次指定を受ける。《S 60～S 64》
昭和60年 3月	球磨モデル定住圏計画（ローリング）策定《S 60～S 64》
3月	人吉衛生施設組合葬斎場完成（人吉市）
10月	球磨広域事業組合ごみ最終処分場完成（深田村）
昭和61年 3月	人吉球磨広域事業組合検診車（3号車）購入
平成元年 4月	人吉下球磨消防組合消防本部、中央消防署移転新築及び中分所（相良分遣所）完成（人吉市・相良村）
8月	自治省よりふるさと市町村圏第一次モデル圏域の指定を受ける。（全国23圏域）
10月	人吉球磨広域行政組合（（7組合及び1協議会の複合）人吉保健衛生組合、湯前町水上村斎場組合、中球磨町村立火葬場組合、人吉球磨広域事業組合、球磨広域事業組合、上球磨と畜場組合、人吉衛生施設組合及び人吉球磨広域行政市町村圏協議会）設立
平成2年 3月	自治省より新地域経済活性化対策推進地域の第二次指定を受ける。《H 2～H 6》
平成3年 3月	人吉球磨ふるさと市町村圏計画（第三次広域市町村圏計画）策定《H 3～H 12》
5月	新球磨地方生活圏計画策定《H 3～H 12》
8月	人吉球磨地区廃棄物対策協議会設立
9月	人吉球磨広域行政組合人吉伝染病隔離病舎完成（人吉市）
平成4年 2月	人吉球磨広域行政組合第二食肉センター改築（錦町）
4月	人吉球磨広域行政組合福寿荘移動入浴サービス業務廃止
4月	人吉球磨広域行政組合ユースホステル及びプールを水上村へ譲渡
10月	人吉球磨広域行政組合検診車（4号車）購入
平成5年 8月	熊本県広域市町村圏連絡協議会設立
10月	自治省よりまちづくり特別対策事業の総合事業が採択される。《H 5～H 9》
平成6年 3月	人吉球磨広域行政組合免田リサイクルステーション完成（免田町）
3月	人吉球磨広域行政組合水上斎場待合室増設（水上村）
10月	球磨地域大学設置促進協議会設立
平成7年 3月	個性的で活力ある広域行政圏の第一回自治大臣表彰を受ける。（全国で8圏域）
3月	もっとリサイクル推進計画（ゴミ処理基本計画）策定
5月	人吉球磨広域行政組合梢山最終処分場完成（人吉市）
6月	国土庁より平成7年度学園都市・地区基本計画策定調査実施地域の内定を受ける。（全国で4地域）
6月	自治省より地域経済基盤強化対策推進地域の第二次指定を受ける。《H 7～H 9》
平成8年 2月	生活排水処理基本計画、し尿処理施設整備基本計画策定調査報告書策定
3月	人吉球磨地域学園都市・地区基本計画策定調査報告書策定
3月	人吉球磨ふるさと市町村圏計画後期基本計画策定《H 8～H 12》
10月	人吉球磨広域行政組合福寿荘大規模改修
平成9年 3月	人吉球磨歴史文化拠点施設整備調査報告書策定
平成10年 4月	人吉球磨広域行政組合福寿荘定員20人削減（定員120人）
5月	人吉球磨広域行政組合福寿荘定員10人削減（定員110人）
7月	自治省より新地域経済基盤強化対策推進地域の第二次指定を受ける。《H 10～H 12》
平成11年 2月	水上斎場駐車場用地取得（水上村大字岩野字下鶴2863番地、2864番地購入）
4月	人吉球磨広域行政組合伝染病隔離病舎業務廃止
平成12年 4月	人吉球磨広域行政組合に介護老人福祉事業及び短期入所生活介護事業に関する事務を追加
6月	人吉球磨広域行政組合免田斎場本体（天翔苑）供用開始
6月	食肉センター病畜と室改築
7月	人吉球磨広域行政組合福寿荘定員20人削減（定員90人）

年月	広域の動き
平成13年 3月	第二次人吉球磨ふるさと市町村圏計画（第四次広域行政市町村圏計画）策定《H13～H22》
6月	総務省より新地域経済基盤強化対策推進地域として前対策より引き継ぎ指定を受ける《H13～H15》
平成14年 3月	人吉球磨広域行政組合第一食肉センター業務廃止
3月	人吉球磨広域行政組合地球温暖化対策実行計画策定
12月	人吉球磨広域行政組合「人吉球磨クリーンプラザ」供用開始
平成15年 3月	生活排水処理基本計画、汚泥再生処理センター整備基本計画書策定
3月	人吉球磨広域行政組合検診車（5号車）購入
11月	人吉球磨広域行政組合福寿荘大規模改修《H15.7.16～H15.11.14》
平成17年 4月	人吉球磨広域行政組合議会事務局設置
11月	人吉球磨広域行政組合水上葬斎場待合室棟調理室増築《H17.8.23～H17.11.30》
平成18年 9月	人吉球磨広域行政組合食肉センターを全国開拓農業協同組合連合会へ指定管理者として指定
平成19年 3月	第二次人吉球磨ふるさと市町村圏計画（後期基本計画）策定《H18～H22》
4月	人吉球磨広域行政組合汚泥再生処理センター供用開始
10月	水上葬斎場駐車場用地取得（水上村大字岩野字下鶴2865番地、2866番地購入）
平成20年 4月	機構改革（1局5課17係から1局3課15係にスリム化）
平成21年 3月	定住自立構想推進要綱の制定に伴い広域行政圏計画策定要綱（平成12年3月31日自治振第53号）及びふるさと市町村圏推進要綱（平成11年4月21日自治振第51号）の廃止
平成22年 3月	水上葬斎場駐車場用地取得 (水上村大字岩野字下鶴2868番地、2870番地、上球磨土地改良区より寄付)
5月	人吉球磨広域行政組合検診車（6号車）購入
5月	ごみ焼却施設第1期大規模整備工事（初年度）着工（平成22年度から平成26年度の5年間に単年度事業として実施）
平成23年 3月	田園都市中核施設冷暖房設備改修工事竣工 (設計監理業務委託4,725,000円・工事請負費89,715,000円総額94,440,000円)
4月	規約改正、共同処理する事務から、と畜場及び田園都市中核施設の設置、管理及び経営に関する事務の廃止 田園都市中核施設を人吉市へ無償譲渡　と畜場については、全国開拓農業協同組合連合会へ売却
4月	機構改革（1局3課15係から1局4課13係に変更）
平成24年 4月	機構改革（1局4課13係から1局4課14係に変更）
9月	人吉球磨広域行政組合多良木火葬場閉鎖（多良木町は免田葬斎場へ編入）
11月	規約改正、人吉球磨広域行政組合事務局舎移転 (人吉市下城本町1578番地1から人吉市中神町字城本1348番地1に変更)
11月	人材育成基本方針策定
平成25年 1月	第三次人吉球磨ふるさと市町村圏計画策定《H25～H32》
3月	梢山最終処分場解体工事完了
3月	旧山江ごみ処理場解体工事完了
4月	機構改革（1局4課14係から1局5課14係に変更）
4月	アクアパーク多目的広場供用開始
8月	旧免田ごみ・し尿処理場解体工事着工
平成26年 3月	人吉球磨広域行政組合免田葬斎場1炉増設《H25.7.8～H26.3.21》
3月	人吉球磨広域行政組合水上葬斎場待合棟僧侶控室等増築《H25.12.13～H26.3.31》
3月	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画、生活排水処理基本計画策定
4月	機構改革（1局5課14係から1局5課15係に変更）
9月	旧免田ごみ・し尿処理場解体工事完了《H25.8.19～H26.9.30》
平成27年 3月	ごみ焼却施設第1期大規模整備工事（最終年度）着工（平成22年度から平成26年度の5年間に単年度事業として実施）工事請負金額（5か年度）総計 1,395,838,950円
4月	機構改革（1局5課15係から1局5課16係に変更）

年 月	広 域 の 動 き
4月	ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会事務局を人吉市から移管
平成28年 3月	人吉球磨クリーンプラザ稼働延長に関する覚書締結（赤池水無町外園、赤池原町、赤池水無町）
12月	人吉球磨クリーンプラザ稼働延長に関する協定書締結（赤池水無町外園、赤池原町、赤池水無町）
平成29年 2月	第三次人吉球磨ふるさと市町村圏計画（後期基本計画）策定《H29～H32》
2月	特別養護老人ホーム福寿荘中長期財政計画策定《H29～H36》
5月	特別養護老人ホーム福寿荘民営化検討委員会設置
6月	人吉球磨クリーンプラザ稼働延長に関する条件整備に伴う赤池観音駐車場用地取得 (人吉市赤池水無町字水無596番地1、597番地1、597番地3購入)
9月	人吉球磨クリーンプラザ稼働延長に関する条件整備に伴う赤池観音駐車場用地を駐車場整備のため人吉市へ譲渡 (人吉市赤池水無町字水無596番地1、597番地1、597番地3)
12月	人吉球磨クリーンプラザ稼働延長に関する条件整備に伴い赤池活性化センターの公民館部分（土地及び建物）を赤池水無町外園町内会へ譲渡（人吉市赤池水無町字外園630番地4）
平成30年 3月	10市町村と観光関係団体により日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会が設立（組合職員を派遣）
5月	特別養護老人ホーム福寿荘民営化基本方針策定
6月	ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会を日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会へ統合
11月	特別養護老人ホーム福寿荘民営化実施計画策定
平成31年 1月	特別養護老人ホーム福寿荘移譲法人選定委員会設置
4月	機構改革（1局5課16係から1局5課15係に変更）
令和元年 7月	特別養護老人ホーム福寿荘移譲法人選定委員会の選定結果のとおり、医療法人「八紘会」を福寿荘移譲法人優先候補者1位として理事会で決定
8月	上球磨消防組合消防庁舎新築完成（多良木町）
10月	医療法人「八紘会」が熊本県に対し、社会福祉法人「紘健会」の社会福祉法人設立許可申請を提出
令和2年 1月	熊本県から社会福祉法人「紘健会」として認可
4月	胸部検診車及び同積立基金を球磨郡公立多良木病院企業団へ移譲
4月	特別養護老人ホーム福寿荘・社会福祉法人紘健会へ移譲
4月	機構改革（1局5課15係から1局4課8係に変更）
7月	令和2年7月豪雨災害により汚泥再生処理センター（アクアパーク）被災
令和3年 3月	汚泥再生処理センター（アクアパーク）災害復旧完了
4月	機構改革（1局4課8係から1局4課4係に変更）
令和4年 4月	機構改革（1局4課4係から1局2課3係に変更）
5月	ごみ焼却施設第二期大規模整備工事（令和4年度～令和5年度の2か年継続事業）着工 工事請負金額1,039,500,000円
令和5年 3月	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定
4月	機構改革（1局2課3係から1局2課2係に変更）
令和6年 3月	生活排水処理基本計画、ごみ処理施設整備基本構想策定
4月	機構改革（総務課内に事業推進室設置）

第2章

人吉球磨広域行政組合

1 共同処理事務

- (1) 広域にわたる総合的な計画の策定並びに広域行政事務の実務及び連絡調整に関する事務
- (2) 前号の計画のうち、ふるさと市町村圏計画で定める広域活動計画に基づき行う地域活性化、高度情報化及び知的活動環境の向上事業に関する事務
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 削除
- (6) し尿処理施設の設置、管理及び経営に関する事務並びにその他し尿の収集・運搬及び処分に関する一切の事務（人吉市、相良村、五木村、山江村及び球磨村については、し尿処理施設の設置、管理及び経営に関する事務に限る。）
- (7) ごみ処理施設の設置、管理及び経営に関する事務
- (8) 火葬場の設置、管理及び経営に関する事務
- (9) 削除
- (10) 削除

※ 廃止事務

- ◎移動入浴車（H4.4.1）
- ◎ユースホステル及び併設プール（H4.4.1）
- ◎伝染病隔離病舎（H11.4.1）
- ◎ごみの収集・運搬及び処分に関する一切の事務（H15.4.1）
（錦町、多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町）
- ◎と畜場の設置、管理及び経営に関する事務（H23.4.1）
- ◎田園都市中核施設の設置、管理及び経営に関する事務（H23.4.1）
- ◎特別養護老人ホームの設置、管理及び経営に関する事務（R2.4.1）
- ◎介護老人福祉事業及び短期入所生活介護事業に関する事務（R2.4.1）
- ◎検診車の設置、管理及び経営に関する事務（R2.4.1）

2 組合の組織

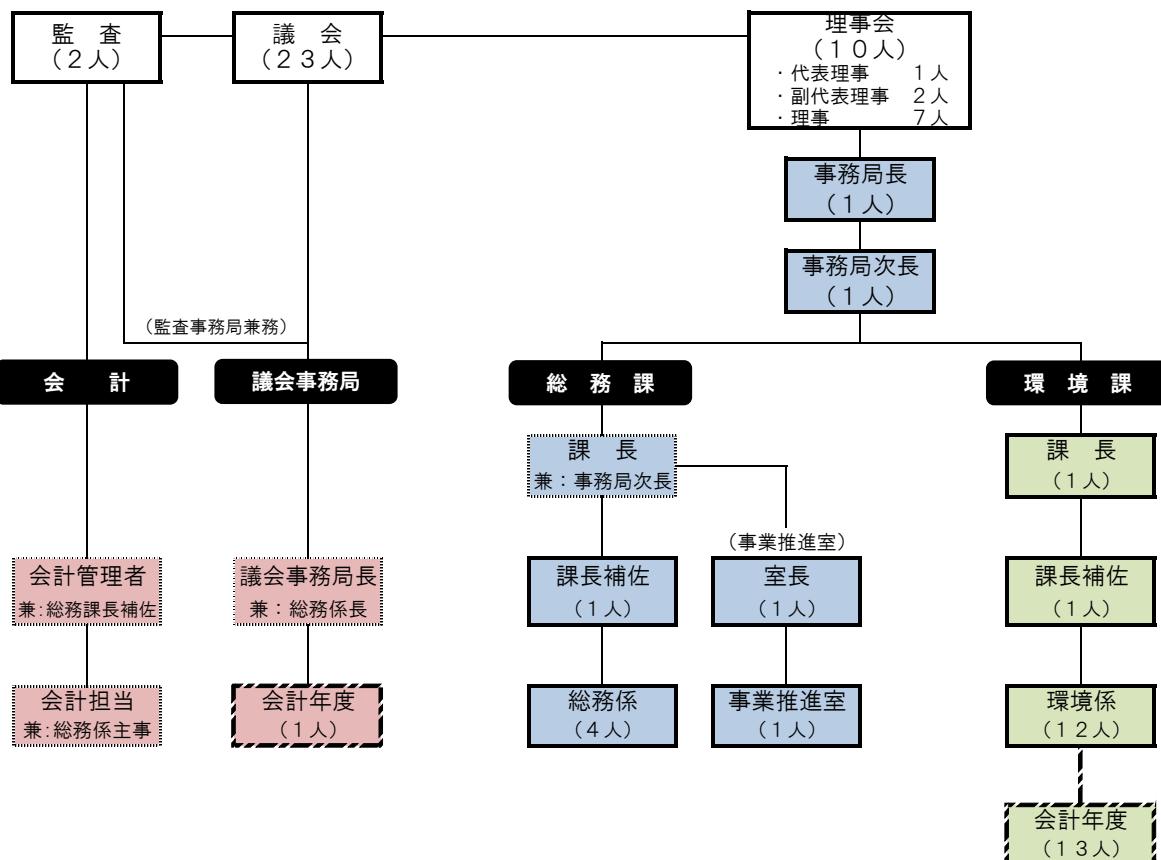
（1）議会（令和6年5月1日現在）

市町村名	議員定数	・定数の変遷 36人（平成元年10月1日～） 30人（平成15年4月1日～） ※定数削減経過措置（5町村合併）（次回任期満了まで） あさぎり町 5人（～平成16年4月30日） 23人（令和5年4月1日～） ※定数削減経過措置（次回任期満了まで） 人吉市 8人（～令和5年4月30日） 錦町 3人（～令和5年4月20日） 多良木町 3人（～令和5年4月30日） あさぎり町 4人（～令和6年4月30日） ・選出方法は、構成市町村議會議員のうちから選出 ・定例会は年3回（8月、12月、3月） ・委員会構成 議会運営委員会（8人） 決算特別委員会（8人）
人吉市	5人	
錦町	2人	
多良木町	2人	
湯前町	2人	
水上村	2人	
相良村	2人	
五木村	2人	
山江村	2人	
球磨村	2人	
あさぎり町	2人	
合計	23人	

(2) 執行機関				
ア 理事会（令和6年4月1日現在）				
職名	氏名	所管施設	備考	
代表理事	人吉市長	松岡 隼人	アクアパーク (汚泥再生処理センター)	-
			人吉球磨クリーンプラザ	
			人吉葬斎場	
副代表理事	水上村長	中嶽 弘継	水上葬斎場	球磨郡町村会会长
	多良木町長	吉瀬 浩一郎	-	球磨郡町村会副会長
理事	錦町長	森本 完一	-	-
	あさぎり町長	北口 俊朗	免田葬斎場	-
			免田リサイクルステーション	
			深田最終処分場	
			旧免田し尿処理場(し尿中継槽)	
	湯前町長	長谷 和人	-	-
	相良村長	吉松 啓一	相良最終処分場	-
	五木村長	木下丈二	-	-
	山江村長	内山 慶治	-	-
	球磨村長	松谷 浩一	-	-
イ 監査委員（令和6年4月1日現在）				
・定数2人（有識者 1人、議員選出 1人）				
ウ 事務局（令和6年4月1日現在）				
・常勤職員		23人		
・会計年度任用職員			14人	計 37人

(3) 人吉球磨広域行政組合行政機構図

令和6年5月1日現在



配置職員数の内訳

所 属 課	職 員 うち派遣	会計年度 任用職員	計
議会事務局及び会計管理者附属機関	0人	—	0人
総務課 (事務局長及び事務局次長含む)	9人	1人	10人
環境課	14人	13人	27人
計	23人	0人	14人
			37人

3 組合が管理している施設概要

【 人吉葬斎場 】

(目 的)

圏域内の三つの火葬場は、組合が「墓地、埋葬に関する法律」（昭和23年5月31日法律第48号）第10条の規定により熊本県知事の許可を受けて設置し、圏域住民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的として管理運営する組合の施設です。

(主な利用市村)

人吉葬斎場は、人吉市、相良村、五木村、山江村及び球磨村の1市4村の負担金で共同利用している施設です。

(施設概要)

- (1) 所在地 〒868-0021 人吉市鬼木町1785番地
TEL (0966) 22-2310 FAX (0966) 22-5288
- (2) 建設年度 昭和59年度新設、平成24年度(身障者トイレ等設置)
平成25年度(待合棟屋根防水改修)、平成26年度(火葬棟屋根防水改修)
平成27年度～平成30年度(火葬炉大型炉改修)
平成29年度～平成30年度(空調機器更新)
令和元年度(火葬棟屋根防水塗装工事)
- (3) 事業費 212,939千円
- (4) 面積 敷地：17,492m² 建物：691.03m² 倉庫（住宅）含む
- (5) 設備等 火葬炉4基
冷却室4基
汚物炉1基
告別室
収骨室
待合室3室
ロビー
事務室



(利用実績)

(単位：体)

市村名 年度	人吉市	相良村	五木村	山江村	球磨村	区域外	計
令和元年度	499	74	19	53	74	77	796
令和2年度	504	63	14	43	83	67	774
令和3年度	491	76	19	53	75	75	789
令和4年度	572	80	28	47	78	67	872
令和5年度	530	63	22	57	74	74	820

【 免田葬斎場（天翔苑）】

（主な利用町村）

免田葬斎場は、錦町、あさぎり町及び多良木町の3町の負担金で共同利用をしている施設です。

また、平成24年10月から多良木火葬場の老朽化に伴い免田葬斎場へ統合し、平成25年度には超大型火葬炉（1基）を増設しています。

（施設概要）

- (1) 所在地 〒868-0408 球磨郡あさぎり町免田東2402番地1
TEL (0966) 45-0004 (FAX兼用)
- (2) 建設年度 平成11年～12年度新設、平成25年度(火葬炉1炉増設)
- (3) 供用開始 平成12年6月
- (4) 事業費 511,114千円
- (5) 面積 敷地：6,574m² 建物：1,137.52m²
- (6) 設備等 火葬炉4基
冷却室4基
告別室
炉前ホール
収骨室
中央監視室
事務室



（利用実績）

（単位：体）

町村名 年度	錦町	あさぎり町	多良木町	区域外	計
令和元年度	102	242	163	25	532
令和2年度	109	216	147	52	524
令和3年度	124	260	174	33	591
令和4年度	120	255	172	69	616
令和5年度	104	270	172	41	587

【水上葬斎場（菩提苑）】

（主な利用町村）

水上葬斎場は、湯前町及び水上村の2町村の負担金で共同利用している施設です。

（施設概要）

- (1) 所在地 〒868-0701 球磨郡水上村大字岩野2859番地
TEL (0966) 44-0838 (FAX兼用)
- (2) 建設年度 昭和54年度新設、平成5年度(待合室増築)、平成17年度(調理室増築)、
平成21年度(駐車場舗装工事)、平成25年度(待合棟増築、身障者トイレ設置)、
平成26年度(火葬棟屋根改修)、平成27年度(合併浄化槽設置)、
平成28年度(火葬炉大型炉改修:い号炉)、平成29年度(待合棟空調機更新)、
平成30年度(火葬炉大型炉改修:ろ号炉)
令和元年度(渡廊下及び火葬棟玄関屋根補修工事)
- (3) 事業費 95,050千円、19,261千円(待合室改築)
- (4) 面積 敷地: 4,857.59m² 建物: 496.35m²
- (5) 設備等 火葬棟: 火葬炉2基
事務室
待合棟: 待合室
ロビー
給湯室



（利用実績）

（単位：体）

町村名 年度	湯前町	水上村	区域外	計
令和元年度	69	36	22	127
令和2年度	65	40	15	120
令和3年度	76	39	15	130
令和4年度	66	40	22	128
令和5年度	79	33	19	131

【 人吉球磨クリーンプラザ 】

(目的)

現在、全国いたるところで環境問題が提起され、なかでもごみ処理問題は、大きな社会的課題となっています。その中で本施設は、近代技術の粋を集めて建設されたものであり、安全性はもとより徹底した公害防止対策を図っています。また、環境問題の取り組みの必要性をテーマにした各種啓発コーナーや研修室、リサイクル工房などを設けると共にインターネットによる情報発信機能を活用し、地域及び全国に向けさまざまな施設の情報やリサイクルに関する生活情報等を提供できるように配慮しました。

(施設概要)

- (1) 所在地 〒868-0824 人吉市赤池水無町1269番地1
TEL (0966) 22-1414 FAX (0966) 22-1416
- (2) 建設年度 平成12年度～14年度
- (3) 総事業費 約10,727,900千円
- (4) 敷地面積 全体 88,304m²



ごみ分別アプリのダウンロードはこちらから♪



人吉球磨 ごみ分別アプリ

平成28年12月リリース!

ごみに関する“困った”をアプリで解決!

1 収集日程・アラート設定

2 分別辞典・出し方

3 お知らせ・よくある質問

詳細は裏面をチェック!

人吉球磨 ごみ分別アプリ

AppStore (iPhone)
PlayStore (Android)

右のQRコードからアクセスできます!

お問い合わせ 人吉球磨広域行政組合 人吉球磨クリーンプラザ TEL: 0966-22-1414

人吉市 錦町 あさぎり町 多良木町 湯前町 水上村 相良村 山江村 五木村 球磨村

(5) 設備等

(ごみ焼却施設)

◇焼却炉

焼却炉形式：全連続燃焼式焼却炉
処理能力：45 t／24 h × 2炉 (90 t／日)
処理対象：可燃ごみ
処理残物：焼却主灰（セメント原料化施設へ）、焼却残渣（埋立処分場へ）、焼却飛灰（山元還元施設へ）

◇灰溶融炉

※平成27年度から休止
溶融形式：燃料式溶融式（キルン式）
処理能力：13 t／24 h × 1炉 (13 t／日)
処理対象：焼却主灰
処理残物：溶融スラグ（埋立処分場）、溶融飛灰（山元還元施設へ）

(最終処分場)

◇浸出水処理棟

処理能力：40 m³／日
調整槽容量：5, 980 m³
処理方式：カルシウム除去+生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+ダイオキシン分解+活性炭吸着+キレート吸着+脱塩+再利用
摘要：同処理棟で処理された浸出水は、ごみ焼却炉の冷却噴霧水等に利用されクリーンプラザ以外へ放流されることはありません（クローズドシステム）。

◇埋立処分場

埋立面積：6, 390 m²
埋立容量：38, 300 m³（道路面高仕上げ）
埋立対象：溶融スラグ、不燃残渣等
埋立方法：準好気性埋立（セル方式）

※令和5年度末埋立実績

20, 633 m³（埋立率：53.90%）



(リサイクルプラザ)

◇工場棟

処理能力：50 t／5 h
処理対象物：不燃ごみ、粗大ごみ、BIN（透明・茶色・その他）、CAN（アルミ缶・スチール缶）、ペットボトル、新聞、雑誌、布類、飲料用紙製容器、紙製容器包装、白色トレイ、ダンボール、金属類、有害ごみ（乾電池、水銀計、蛍光管）※下線については、資源ごみ

◇管理棟

1F：事務室、リサイクル展示ホール、インターネット学習コーナー
2F：大会議室、小会議室、リサイクル工房室

(搬入実績)

◎搬入されたごみの量（令和5年度）

(単位：t)

市町村名 区分	人吉市	錦町	あさぎり町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	合計
可燃ごみ	9,249.64	2,288.73	3,100.18	1,945.05	767.34	344.12	823.75	190.83	629.81	489.76	19,829.21
不燃ごみ	497.97	131.23	114.69	122.58	45.35	27.94	57.29	13.79	35.62	40.03	1,086.49
粗大ごみ	126.36	55.03	52.22	36.51	13.88	5.07	14.75	2.06	8.97	7.92	322.77
資源ごみ	62.29	51.87	144.86	91.36	132.63	60.24	81.08	41.08	74.38	49.59	789.38
有害ごみ	1.33	0.69	1.82	0.53	0.27	0.16	0.24	0.18	0.00	0.24	5.46
合 計	9,937.59	2,527.55	3,413.77	2,196.03	959.47	437.53	977.11	247.94	748.78	587.54	22,033.31

◎搬入されたごみの年度別推移

(単位：t)

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃ごみ	20,816.48	20,937.20	20,499.71	20,317.62	19,829.21
不燃ごみ	1,188.15	1,410.67	1,120.52	1,179.20	1,086.49
粗大ごみ	262.90	312.50	365.49	302.74	322.77
資源ごみ	907.68	860.45	887.36	856.43	789.38
有害ごみ	7.91	9.63	6.74	6.01	5.46
合 計	23,183.12	23,530.45	22,879.82	22,662.00	22,033.31

(再資源化量)

◎資源ごみ品目別の搬入内訳量

(単位：t)

品目 年度	新聞紙	雑誌類	ダンボール	布類	びん類	アルミ缶	スチール缶	ペットボトル	その他	合計
令和元年度	179.59	117.32	64.66	32.22	189.52	28.97	5.42	48.04	241.94	907.68
令和2年度	143.68	127.78	85.43	28.92	194.70	25.48	4.96	53.33	196.17	860.45
令和3年度	138.06	111.26	71.01	22.82	250.83	20.79	4.04	79.58	188.97	887.36
令和4年度	126.41	93.59	70.70	19.65	247.56	20.72	3.93	84.10	189.77	856.43
令和5年度	96.70	95.46	68.79	19.30	228.13	20.91	3.03	81.83	175.23	789.38

◎不燃ごみ及び粗大ごみからの再資源化量（令和5年度）

(単位：t)

市町村名 区分	人吉市	錦町	あさぎり町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	合計
破碎鉄類	76.80	22.91	20.53	19.58	7.29	4.06	8.86	1.95	5.48	5.90	173.36
破碎非鉄類	10.87	3.24	2.91	2.77	1.03	0.57	1.25	0.28	0.78	0.83	24.53
下級鉄	75.29	22.46	20.13	19.18	7.14	3.98	8.69	1.91	5.38	5.78	169.94
合 計	162.96	48.61	43.57	41.53	15.46	8.61	18.80	4.14	11.64	12.51	367.83

(最終処分場埋立量)

(単位：m³)

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
溶融スラグ	0	0	0	0	0
不燃残渣等	490	588	474	463	433
合 計	490	588	474	463	433

【 深田最終処分場 】

(目的)

錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町及び水上村から排出されたごみのうち、旧免田ごみ焼却場の焼却灰や不燃物を埋め立て管理している施設です。

現在は、関係町村の火災廃材等を埋め立て管理しています。

(施設概要)

- (1) 所在地 〒868-0442 球磨郡あさぎり町深田東1439番地
- (2) 建設年度 昭和57年度～60年度
- (3) 事業費 用 地： 113, 662千円 造 成： 369, 209千円
水処理施設： 158, 000千円 設 計 他： 72, 663千円
総 額： 713, 534千円
- (4) 面 積 敷 地： 84, 047m² 建 物： 269m² (管理棟)
- (5) 設備等 処理方式： 山間埋立
埋立面積： 25, 700m² 埋立容量： 95, 800m³
汚水処理： 接触酸化+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着
処理能力： 100m³/日
※令和5年度末埋立実績 66, 918m³ (埋立率： 69.8%)



(利用実績)

(単位：m³)

町村名 年度	錦町	あさぎり町	多良木町	湯前町	水上村	計
令和元年度	0	115	34	0	0	149
令和2年度	0	208	47	8	0	263
令和3年度	0	92	0	0	0	92
令和4年度	179	0	0	0	0	179
令和5年度	80	194	0	0	0	274

【 免田リサイクルステーション 】

(目的)

錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町及び水上村の資源有価物回収事業の円滑な推進を組合が一体となって支援し、更にリサイクル推進事業の普及拡大を図ることで、廃棄物の資源化及び減量化に寄与することを目的として建設された施設です。

(施設概要)

- (1) 所在地 〒868-0408 球磨郡あさぎり町免田東3243番地
TEL (0966) 45-0464
- (2) 建設年度 平成6年度
- (3) 事業費 建築： 60,770千円 機械設備： 33,290千円
調査・設計・監理： 2,554千円 総額： 96,614千円
- (4) 面積 敷地： 旧免田ごみ焼却場と同一敷地
建物： 選別ストックヤード 634.03m²
管理棟： 19.98m²
- (5) 設備等 鉄骨平屋建： 磁選機1台、アルミ選別機1台、プレス機2台、他
処理能力： 4.5t／日



(利用実績)

(単位: t)

品目 年度	新聞紙	雑誌類	ダンボール	布類	びん類	アルミ缶	スチール缶	ペットボトル	その他	計
令和元年度	89.00	65.05	36.31	23.22	134.70	16.17	3.92	20.32	60.18	448.87
令和2年度	78.69	65.38	38.81	18.10	141.71	16.54	3.98	21.04	54.91	439.16
令和3年度	70.76	56.15	30.51	14.81	154.84	12.69	3.25	17.21	49.76	409.98
令和4年度	63.60	49.69	31.99	12.88	198.21	12.62	3.27	17.93	46.99	437.18
令和5年度	49.72	47.45	30.79	12.87	181.48	12.05	2.61	16.49	46.64	400.10

【 汚泥再生処理センター（アクアパーク）】

（目的）

人吉し尿処理場及び免田し尿処理場の老朽化に加え、生活様式の変化による合併浄化槽の普及、さらにロンドン条約により平成19年2月からし尿等の海洋投入処理が全面禁止になるなど、し尿処理をとりまく環境の著しい変化に伴い、従来2施設ではこれらの変化に対応することが困難な状況になったため、これらに対応すべく人吉球磨広域行政組合においては3ヶ年継続事業によって「汚泥再生処理センター」を建設しました。

この施設では、浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式（膜分離方式）を採用しており、し尿等をプロセス用水以外の希釈水を使用せず高濃度のまま処理し、きわめて微細な粒子しか通過できない「ろ過膜」により安定した処理水質を確保するとともに、施設から発生する汚泥については、堆肥として農地等へ還元する資源化設備を併設するなど、環境保全、循環型社会形成に配慮した施設です。

（施設概要）

- (1) 所在地 〒868-0085 熊本県人吉市中神町字城本1348番地1
TEL (0966) 22-8558 FAX (0966) 22-7255
- (2) 処理方式 浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式（膜分離方式）+汚泥堆肥化方式
- (3) 処理能力 96kℓ/日（し尿・浄化槽汚泥・集落排水汚泥）
- (4) 建設年度 平成16年～18年度
- (5) 建設費 本体工事費 3,349,500千円
施工監理費 43,176千円
合 計 3,392,676千円
- (6) 敷地面積 全体 5,884.91m²



(7) 設備等

[搬入から放流まで]

◇受入貯留設備（計量・夾雜物除去）

搬入されたし尿等は、計量機で重さを計った後、受入室の受入口から投入され夾雜物除去装置によりし渣を除去後、一時貯留されます。除去したし渣は、圧搾脱水した後場外搬出されます。

◇前凝集分離設備（固液分離）

し渣を除去されたし尿等は、汚泥脱水機で脱水ケーキとろ液に固液分離されます。ろ液は主処理設備へ送られ、脱水ケーキは資源化設備へ送られ堆肥になります。



◇主処理設備（BOD・窒素除去）

脱窒素槽・硝化槽に投入されたし尿等は、曝気装置から供給された空気と微生物の作用によりBOD・窒素が除去されます。生物処理後、濃縮槽で重力分離を行ない上澄み液は凝集膜分離設備へ送られます。

◇凝集膜分離設備（COD・リン・SS除去）

凝集剤を注入しCOD・リンを除去します。きわめて微細な粒子しか通過できないろ過膜により汚泥と透過液に固液分離されます。



◇高度処理設備（COD・色度除去）

膜分離された透過液は、活性炭吸着塔で残存するCOD・色度が除去され無色透明の処理水になります。

◇消毒・放流設備

最後に処理水は紫外線消毒した後、河川へ放流します。

[資源化]

◇資源化設備

水処理工程より発生する汚泥は、乾燥後、発酵させて堆肥にします。製品は袋詰めされて農地などに還元されます。有機物の分解による発酵熱により、病原菌・寄生虫卵・雑草の種子は死滅するため、衛生的かつ安全に取り扱えます。

[臭氣対策]

◇脱臭設備

生物脱臭、酸・アルカリ洗浄及び活性炭吸着の方法で、臭気の濃度に応じた処理を行います。

【 免田中継槽 】

(目的)

免田し尿処理場は、平成23年3月31日で閉鎖されました。
その後、平成24年4月からは、旧免田し尿処理場の一部設備を活用し、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町及び水上村の4町1村から排出されるし尿、浄化槽汚泥及び集落排水汚泥の中継拠点として活用しています。



免田中継槽

【 し尿等搬入実績及び肥料利用実績 】

(し尿等搬入実績)

し尿等（し尿、浄化槽汚泥及び集落排水汚泥）の市町村別搬入実績

(単位 : kL)

市町村 年度	下球磨						上球磨						計
	人吉市	相良村	五木村	山江村	球磨村	小計	錦町	あさぎり町	多良木町	湯前町	水上村	小計	
令和元年度	8,617	3,603	1,125	1,165	2,816	17,326	7,251	3,745	4,127	1,102	835	17,060	34,386
令和2年度	8,569	3,557	1,113	928	2,270	16,437	7,453	3,835	4,134	1,100	872	17,394	33,831
令和3年度	8,988	3,532	1,133	1,046	2,745	17,444	7,371	3,724	4,099	1,091	717	17,002	34,446
令和4年度	8,864	3,539	1,092	1,052	2,465	17,012	7,174	3,672	3,920	1,062	756	16,584	33,596
令和5年度	8,521	3,503	1,115	1,023	2,450	16,612	7,121	3,582	3,887	1,005	770	16,365	32,977

※人吉市、相良村、五木村、山江村、球磨村及び錦町の一部地域は、汚泥再生処理センターへ搬入。

※錦町（一部地域を除く）、あさぎり町、多良木町、湯前町及び水上村は、免田中継槽（旧免田し尿処理場）へ搬入

(肥料利用実績)

汚泥再生処理センターで生産した肥料の市町村別利用実績

(単位 : 袋)

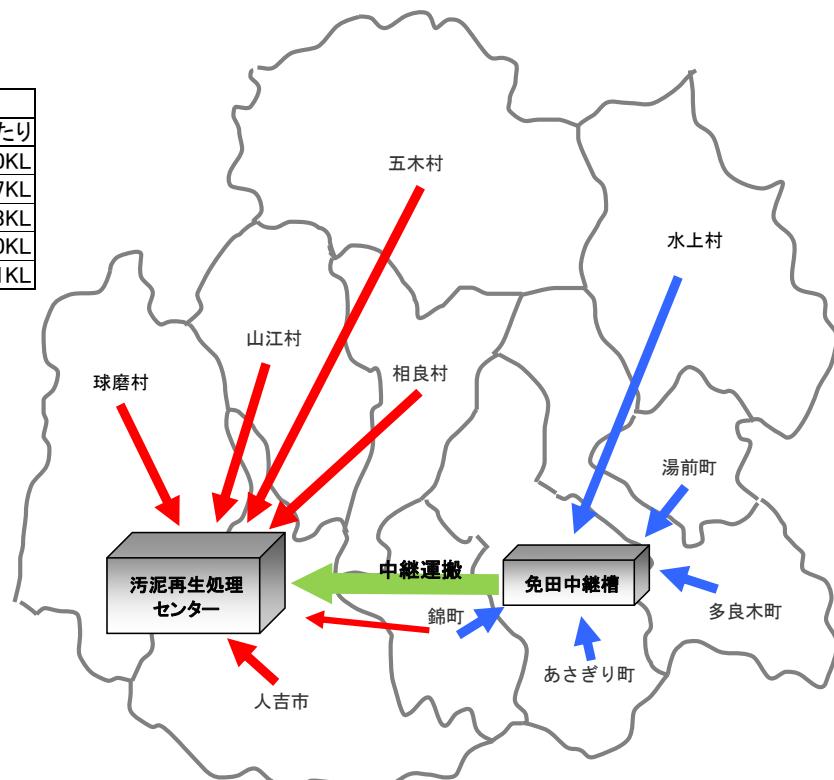
市町村 年度	人吉市	錦町	あさぎり町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	その他	計	肥料生産量
	2,682	1,720	1,635	500	80	20	1,280	100	1,940	2,180	0	12,137	11,936
令和2年度	638	340	390	200	20	20	360	20	680	620	0	3,288	3,914
令和3年度	3,077	1,180	1,120	1,060	0	20	1,670	60	1,760	2,320	0	12,267	11,840
令和4年度	2,610	1,660	860	960	10	20	1,624	80	1,060	1,960	205	11,049	11,008
令和5年度	2,713	1,310	634	885	40	140	1,984	60	1,660	1,100	0	10,526	10,944

※その他とは、構成市町村の行政上のために利用するとき配付したもの。

【し尿等処理体制及び処理実績】

人吉球磨地域のし尿等

年度	搬入量	
	年間	1日当たり
R1	34,386KL	94.0KL
R2	33,831KL	92.7KL
R3	34,446KL	94.3KL
R4	33,596KL	92.0KL
R5	32,977KL	90.1KL



人吉市・下球磨地域のし尿等

年度	搬入量		割合
	年間	1日当たり	
R1	17,326KL	47.4KL	50.4%
R2	16,437KL	45.0KL	48.6%
R3	17,444KL	47.7KL	50.6%
R4	17,012KL	46.6KL	50.6%
R5	16,612KL	45.4KL	50.4%

上中球磨地域のし尿等

年度	搬入量		割合
	年間	1日当たり	
R1	17,060KL	46.6KL	49.6%
R2	17,394KL	47.7KL	51.4%
R3	17,002KL	46.5KL	49.4%
R4	16,584KL	45.4KL	49.4%
R5	16,365KL	44.7KL	49.6%

汚泥再生処理センター



中継運搬

免田中継槽(旧免田し尿処理場貯留設備)



肥料生産量

年度	生産量	
	年間	
R1	179,040kg	11,936袋
R2	58,710kg	3,914袋
R3	177,600kg	11,840袋
R4	165,120kg	11,008袋
R5	164,160kg	10,944袋

中継運搬量

年度	運搬量	
	年間	1日当たり
R1	17,007KL	46.5KL
R2	6,270KL	17.2KL
R3	16,547KL	45.3KL
R4	16,332KL	44.7KL
R5	16,240KL	44.4KL

第 3 章

資 料 編

人吉球磨広域行政組合規約

平成元年10月 1日
熊本県指令地第24号

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、人吉球磨広域行政組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町（以下「構成市町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- 一 広域にわたる総合的な計画の策定並びに広域行政事務の実施及び連絡調整に関する事務
- 二 前号の計画のうち、ふるさと市町村圏計画で定める広域活動計画に基づき行う地域活性化高度情報化及び知的活動環境の向上事業に関する事務
- 三 削除
- 四 削除
- 五 削除
- 六 し尿処理施設の設置、管理及び経営に関する事務並びにその他し尿の収集・運搬及び処分に関する一切の事務（人吉市、相良村、五木村、山江村及び球磨村については、し尿処理施設の設置、管理及び経営に関する事務に限る。）
- 七 ごみ処理施設の設置、管理及び経営に関する事務
- 八 火葬場の設置、管理及び経営に関する事務
- 九 削除
- 十 削除

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、人吉市中神町字城本1348番地1に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「議員」という。）の定数は23人とし、構成市町村から選出される議員の数は、次のとおりとする。

人吉市	5人	錦町	2人	多良木町	2人	湯前町	2人	水上村	2人
相良村	2人	五木村	2人	山江村	2人	球磨村	2人	あさぎり町	2人

- 2 議員は、構成市町村の議会において、当該構成市町村の議員のうちから選挙する。
- 3 議員に欠員を生じたときは、当該構成市町村の議会は、直ちに補欠選挙を行わなければならぬ。

(議員の任期)

第6条 議員の任期は、構成市町村の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、当該議員の任期による。

(議決の特例)

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、構成市町村の一部に係るものに議決については、

当該関係市町村から選出されている議員のそれぞれの出席議員の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

2 前項に規定する議事については、当該関係市町村から選出されている議員の過半数がそれぞれ出席しなければ議決できない。

3 第3条各号の共同処理する事務に係る構成市町村の負担金割合等を定める条例（以下「負担金条例」という。）の制定・改廃及び第13条第2項の負担金の総額の決定については、構成市町村から選出されている議員のそれぞれの出席議員の半数以上の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

4 前項に規定する議事については、構成市町村から選出されている議員の半数以上がそれぞれ出席しなければ議決できない。

第3章 組合の執行機関

(理事会)

第9条 組合に理事会を置く。

2 理事は、構成市町村の長をもって充てる。

(会計管理者)

第10条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、理事会の補助機関である職員のうちから、理事会が命ずる。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、理事会が、組合の議会の同意を得て、人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、議員のうちから選任される者にあっては、当該議員の任期による。

(事務局)

第12条 組合に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。

4 事務局長その他の職員は、別に定めのあるものを除き、理事会が任免する。

第4章 組合の経費

(経費支弁の方法)

第13条 組合の経費は、財産により生じる収入、組合の事業により生じる収入、構成市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金の総額は、理事会が、組合の議会の議決を経て定める。
- 3 第1項の構成市町村の負担金の額は、理事会が、負担金条例に基づき算定し、組合の議会の議決を経て定める。

第5章 ふるさと市町村圏基金

第14条 組合に、ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 基金は、人吉球磨ふるさと市町村圏の創造的、一体的な振興整備を図るために行う第3条第2号に規定する事業に要する費用の支弁の財源に充てることを目的とする。
- 3 基金は、構成市町村からの出資その他の収入により設置する。
(出資金額相当額の処分の制限)

第15条 基金財産のうち、構成市町村からの出資金額に相当する額はこれを処分することができない。ただし、構成市町村の協議による場合は、この限りでない。

(基金財産に対する出資市町村の権利)

第16条 組合が解散するときは、基金財産うち、各出資市町村の出資金額に相当する額は各出資市町村に帰属する。

附 則

- 1 この規則は、知事の許可のあった日から施行する。
- 2 組合は、知事の許可のあった日の前日をもって解散又は廃止される次の一部事務組合及び協議会の事務を承継する。
 - 一 人吉保健衛生組合
 - 二 湯前町、水上村斎場組合
 - 三 中球磨町村立火葬場組合
 - 四 球磨広域事業組合
 - 五 人吉球磨広域事業組合（道路維持管理センターの設置、管理及び経営に関する事務を除く。）
 - 六 上中球磨と畜場組合
 - 七 人吉衛生施設組合
 - 八 人吉球磨広域市町村圏協議会

附 則（平成元年熊本県指令地第30号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成5年熊本県指令地第1号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成6年熊本県指令地第11号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成11年熊本県指令市町村第2号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成12年熊本県指令市町村第100号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成15年熊本県指令市町村第42号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成15年熊本県指令市町村第4号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

(議員の数に関する経過措置)

- 2 この規約の施行の日から平成16年4月30日までの間における改正後の第5条第1項の規定の適用については、同項中「30人」とあるのは「31人」と、「あさぎり町 4人」とあるのは「あさぎり町 5人」とする。

附 則 (平成19年熊本県指令市町村第50号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に在職する構成市町村の収入役は、その任期中に限り、なお組合の収入役として在職するものとする。この場合においては、改正後の第10条の規定は適用せず、改正前の第10条第1項及び第3項の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成22年熊本県指令市町村第6号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成23年熊本県指令市町村第18号)

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年熊本県指令市町村)

この規約は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年熊本県指令市町村第12号)

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年熊本県指令市町村第13号)

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(議員の数に関する経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に組合議員の職にある者の数が、改正後の第5条に規定する定数を超えているときは、同条の規定にかかわらず、当該議員の任期中に限り、当該数をもって定数とする。

人吉球磨広域行政組合負担金割合

令和6年4月1日

目 名	負 担 金 割 合
議会費	
一般管理費	均等割 15% 人口割 70% 基準財政需要額割 15%
監査委員費	
一時借入金利子	
企画費	人吉市 40% 町村 60% 町村間の負担金割合は、均等割 10% 人口割 45% 基準財政需要額割 45%
人吉葬斎場費	均等割 20% 人口割 10% 利用実績割 70% (利用実績割は、前年の1月から12月までの利用実績による。)
免田葬斎場費	均等割 10% 利用実績割 90% (利用実績割は、前年の1月から12月までの利用実績による。)
免田葬斎場施設整備事業債	多良木町 100%
水上葬斎場費	湯前町 60% 水上村 40%
赤池ごみ処理施設費 (免田リサイクルステーション事業費を含む。)	
赤池ごみ処理施設債元金及び利子	均等割 10% 人口割 10% 利用実績割 80% (利用実績割は、前年の1月から12月までの利用実績による。)
ごみ処理施設周辺地域整備事業費	
相良埋立処分費	
深田埋立処分費	均等割 10% 人口割 90%
汚泥再生処理センター費	均等割 10% 人口割 10% 利用実績割 80% (利用実績割は、前年の1月から12月までの利用実績による。)
汚泥再生処理センター債元金及び利子	
免田ごみ・し尿処理場解体工事費	均等割 10% 人口割 90%

備 考

- 1 赤池ごみ処理施設費における利用実績割には、資源物及び令和2年7月豪雨による災害ごみ（R2.11.30公布・R2.7.4適用）として搬入されたごみの量は含まないものとする。
- 2 人口割は、直近の国勢調査による。
- 3 多良木町が免田葬斎場の使用区域に新たに加わることに当たり、多良木町は、加入負担金として144,212,000円(以下「加入負担総額」という。)を負担するものとし、加入負担総額は、次の費用に充てるものとする。
 - ① 免田葬斎場に1炉増設するものとし、増設に伴う一切の経費(以下「増設経費」という。)は、多良木町が100%負担する。
 - ② 加入負担総額から増設経費を除いた加入負担金総額残は、免田葬斎場費として平成25年度から加入負担総額残に達するまでの費用を多良木町が100%負担する。

人吉球磨広域行政組合

〒868-0085

熊本県人吉市中神町字城本1348番地1

人吉球磨広域行政組合 事務局(アクアパーク内)

■総務課、議会事務局(アクアパーク)

TEL 0966-23-3080 FAX 0966-22-7255

■環境課(人吉球磨クリーンプラザ)

TEL 0966-22-1414 FAX 0966-22-1416

URL <https://www.hitoyoshikuma.com> E-mail info@hitoyoshikuma.com